

柳瀬中学校いじめ防止基本方針



令和2年3月2日

所沢市立柳瀬中学校

所沢市立柳瀬中学校 いじめ防止基本方針

柳瀬中学校のいじめの防止等に関する基本的な考え方

柳瀬中学校では、いじめはいつでも、どこでも、誰にでも起こる問題と考えています。

この問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要です。

その実現のためには、学校、保護者がいじめ対応の基本姿勢を共有し、緊密な連携のもと、組織的な対応ができるよう改めて体制の整備を図らなければなりません。また、平成29年度から連続して発生している市内中学生の命に関わる事案を教訓に、いじめ撲滅に向けた取組の実施が急務です。

そこで、柳瀬中学校では、以下の姿勢・考え方のもと、すべての生徒が安心して楽しく学べる学校づくりをより一層推し進めていきます。

1 名 称 いじめ防止推進委員会

2 構成員 校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、相談員 いじめ加害者担任、被害者担任、スクールカウンセラー、関係諸機関 等

3 いじめの定義

「いじめの定義」については、いじめ防止対策推進法の規定によるものとします。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等「当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

4 いじめの理解

いじめの理解については、共通の認識をもって対処するものとします。

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こります。とりわけ嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで生命または身体に重大な危険を生じさせるものです。いじめが加害・被害という二者関係だけではなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にい

じめを許容しない雰囲気形成させるようにすることが必要です。

上記を踏まえ「けんかやふざけ合いであっても、見えない場所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが必要になります。

5 いじめの防止（未然防止のための取組み）

（１）基本的な考え方

いじめを未然に防ぐためには、友達や教職員と信頼できる関係の中で、安心・安全に学校生活を送ることが前提となります。生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる集団づくり、学校づくりを行っていくことが必要です。そうすることで集団の一員としての自覚や自信が育まれ、互いを認め合える人間関係を作り出していくと考えるからです。

（２）「居場所づくり」・「絆づくり」のために

生徒の望ましい人間関係を育むために以下のことに取り組みます。

- ① 生徒が主体となり、お互いの人権を尊重する意識の高揚を図ります。
- ② 道德教育を通して生徒の豊かな心を育て「いじめをしない、させない」心を育てます。
- ③ 学活の時間を通して SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）などの適応指導を行います。
- ④ 情報モラル教室の充実を図り、SNSなどを適正に使用する能力態度を養います。
- ⑤ 保護者にも情報モラル講習会を実施する保護者にも情報モラル講習会を実施します。
- ⑥ 東日本大震災のより被災した生徒に対する配慮を行う。被災した生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感を教職員が十分に理解し、当該生徒への心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら被災生徒への配慮を理解させます。
- ⑦ 定期的に二者相談や三者相談を実施して、生徒の悩みに耳を傾けます。また、援助を求めることが苦手ないわゆる「目立たない児童生徒」の声なき声に耳を傾け、微かなサインに目を配り、児童生徒それぞれの表現を引き出してしっかりと受け止めることの大切さを理解することに努めていきます。

（３）教育相談の充実

生徒が相談しやすい校内体制の工夫

生徒の望ましい人間関係を育むために、SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）をはじめとした適応指導を行うとともに、教育相談に関する教職員研修を継続して実施します。スクールカウンセラーや相談員、養護教諭、教職員が連携し、生徒に対し、ストレスマネジメントや SOS の出し方、ゲートキーパーとしての役割等についての授業を行うなどして、いじめの未然防止・早期発見・自殺予防に努めます。

また、相談週間を設定し、生徒が相談する時間帯や場所などを工夫するとともに、生徒が自身の思いを表現できる環境づくりに努めます。また、年間数回派遣されるスクールカウンセラーとの相談活動を保護者、生徒に周知し、計画的に実施できるようにします。

（４）「わかる授業づくり」のために

生徒に分かる楽しさや学ぶ喜びを体感させるために以下のことに取り組みます。

- ① 授業を大切にする姿勢を育て、授業規律を守らせます。
- ② 研究授業を通して教師の授業力の向上を図ります。
- ③ 学校公開などを通して授業を公開します。

6 早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て）

（１）基本的考え方

いじめ防止対策推進法の趣旨を各学校に周知徹底するとともに、各学校でいじめの認知が確実かつ適切に行われるように指導を行います。日頃からの生徒の見守りや信頼関係作りに努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないように、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切です。また、所沢市はスクールカウンセラーや心のふれあい相談

員を各学校に配置し、多くの目で子どもたちを見守ります。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ① いじめは起こり得るとの認識のもと、いじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握するとともに、校内で迅速に情報共有を行います。アンケートでは本音を書かない生徒がいることなど、アンケートの限界も十分認識した上で、実態把握に努めます。また、相談室の存在を生徒・保護者に積極的に周知し、相談しやすい環境づくりに努めます。スクールカウンセラーや相談員と教員、養護教諭等が連携して、多くの目で子どもたちを見守ります。
- ② 職員がいじめを発見、または、相談を受けた場合、些細な兆候が見られるなどの懸念がある場合は、生徒からの訴えを個人で抱え込まずに、または、対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て報告、相談をし、組織的に対応します。
- ③ 二者相談や三者相談、「こころのアンケート・いじめ実態把握」(学期に1回)、QUテストを実施して、生徒の悩みや相談に真摯に耳を傾けます。
- ④ 定期的に教育相談部会を開き、情報を共有する。小中の連携を高め情報を共有します。
- ⑤ 教師間だけでなく、さわやか相談員、スクールカウンセラーや養護教諭からの情報も活用し生徒の情報を共有します。また、保護者とも連絡を取り合い連携していきます。

(3) 教職員の指導力の向上

教職員がいじめの兆しを発見する目を養うとともに、適切に対応する力の向上を図る。学級担任をはじめ、教科担当の教員、クラブ活動や委員会活動の担当教員、部活動の顧問、支援員、相談員、スクールカウンセラーといった児童生徒に関わるすべての教職員は、日頃の人間的なふれあいを通して一人一人の児童生徒と信頼関係を築き、児童生徒を多面的、総合的に理解し、その子に合った支援に努めます。そのために、埼玉県教育委員会「彩の国 生徒指導ハンドブック I's 2019」や所沢市「いじめ対応マニュアル」を活用して校内でのいじめや暴力行為の防止に関する研修を実施し、すべての教職員の資質能力の向上を図り、共通理解を図るとともに、個々の生徒への指導の充実を図ります。

(例) 好意から行った行為が意図せずに相手側を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能ですが、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有いたします。

7 いじめへの対処

(1) 基本的な考え方

生徒の安心・安全を守ることが全てに優先します。

いじめ発見の通報を受けた場合には、一人の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応することが大切です。また、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する必要があります。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切です。

さらに、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して対応に当たることも考慮する必要があります。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめる側の生徒には、全職員が毅然とした態度で指導します。

- ① 指導に従わなかったり、状況が改善しなかったりした場合は、別室での指導も考慮します。
- ② 重大な事態が発生した場合は、警察などの関係機関と協力して指導に当たります。
- ③ いじめという言葉に対して敏感に反応する生徒もいるので、保護者、本人からも話を聞き十分に配慮し、慎重に対応します。

(3) いじめられた生徒への指導又はその保護者への支援

いじめられた生徒の安全を確保するため「いじめ防止対策委員会」が組織として対応します。

- ① 事実関係の聞き取りを行い、プライバシーの確保に注意します。
- ② 家庭訪問等で保護者に迅速、確実に事実関係を伝えます。
- ③ いじめられている生徒が落ち着いて生活できる環境を整備します。
- ④ いじめられている生徒に寄り添い、心のケアを含めた支える体制を作ります。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ① 事実関係の聞き取りを行い、いじめが確認されたら、それを止めさせます。
- ② 家庭訪問等で保護者に迅速、確実に事実関係を伝え、協力を依頼します
- ③ いじめの不当さを認識させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ④ いじめた生徒の抱える問題などいじめの背景にも目を向けさせます。

(5) いじめの解消

いじめの解消は単に謝罪をもって解消とはせず、いじめは「解消している」状態とは少なくとも再発を防止するための措置が講じられなければなりません。次の要件が満たされている必要があり、これらの条件が満たされていても必要に応じ、ほかの事情も勘案して判断するものとします。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）が止んでいる状態が相当な期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重要性から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校いじめ問題対策組織の判断により、より長期の期間を設定します。学校の教職員は、相当な期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。その時点で、行為が止んでいない場合は、改めて、相当な期間を設定して、状況を注視していきます。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。学校いじめ問題対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するために、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、実行します。

※いじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察します。

※卒業をもって直ちに「解消しているもの」と判断することがないようにする。（小中の引継ぎ等）

(6) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても自分の問題として捉えさせる必要があります。また、はやしたてるなどの行為をした生徒には、その行為がいじめに加担する行為であることを理解させる必要があります。

(7) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等に対しては、直ちに削除する措置をとります。必要に応じては、警察などの関係機関に通報し、適切に援助を求めます。

(8) いじめ相談窓口の周知

学校及び教師への不信感等から学校関係機関への相談を躊躇する場合は、その他、様々な相談機関を児童生徒、保護者に周知するとともにその積極的な活用を促します。

＜主な相談先一覧＞ ※令和元年12月1日現在 ★は24時間対応

相談機関	電話等	相談内容等
埼玉県こころの電話 (埼玉県立精神保健福祉センター)	048-723-1447 月～金 9時～17時	心の健康や悩みに関する相談
こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556 月～金 9時～17時	自殺防止 面接は予約制
埼玉いのちの電話	048-645-4343 ★24時間 365日	自殺防止
自殺予防いのちの電話	0120-783-556 毎月10日 8時～翌11日 8時	自殺防止
よりそいホットライン	0120-279-338 ★24時間 365日(通話無料)	悩み全般
所沢児童相談所	04-2992-4152 月～金 9時～17時	こどもの養育、性格行動・しつけ、 非行など
狭山保健所	04-2954-6212 ※時間については要確認	精神不安、悩み、学校に行きたが らない、気になる言動がある
24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	0120-0-78310 ★毎日、24時間受付	いじめなど子供のSOS
子どもの人権110番 (法務局)	0120-007-110 8時30分～17時15分	いじめ、体罰、虐待などの人権問 題
さいたまチャイルドライン	0120-99-7777 16～21時	いじめ、不安、困りごと、寂しい 時など
所沢市あったかサポート	04-2968-3960 月～金 9時～17時	子育て、健康など
よい子の電話教育相談 (埼玉県立総合教育センター)	(保)048-556-0874 (子)0120-86-3192	いじめ、不登校、学校生活など ★24時間
所沢市立教育センター (教育相談室)	(保)04-2924-3333 (子)04-2924-3334	子供に関する幅広い悩みなど 月～金 9時～17時
いじめホットライン(所沢市教育 委員会健や輝き支援室)	04-2998-9099 月～金8時30分～17時	いじめなど

8 地域や家庭との連携

(1) 保護者・地域との連携と啓発

生徒は、発達段階の中で様々な葛藤に苦しみ、ストレスを感じていることもあります。また、人間関係のトラブルに対する悩みや困りごとを誰にも打ち明けられず、内に溜め込んでしまうことも増えています。そのような心に不安を抱えた児童生徒たちを、家庭や地域の多くの大人たちが関わり、気持ちを受けとめ、見守っていくことで、いじめの早期発見、解決につながるよう、学校と保護者・地域等の連携をより一層推進していきます。

学校生活の様子を保護者会や学校だより、学年・学級通信等で積極的に発信し、学校と保護者・地域が一体となっていじめ防止に取り組んでいきます。

また、情報モラル講習会に保護者の参加を促したり、保護者会の際に情報モラルに触れたりするなど保護者の啓発にも取り組んでいきます。新入生保護者説明会、保護者会等で「いじめ防止基本方針」を周知し、ホームページにも掲載し広く発信していきます。

(2) 校種間及び関係機関との連携

小中連携の視点からも情報交換を密にして、学校間の円滑な接続を図ります。特に、小学校卒業時における確実な情報交換を図ります。また、警察や教育委員会、所沢市立教育センター、児

童相談所等とも連携して情報を共有していきます。

9 重大事態への対処、判断

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに所沢市教育委員会に報告し申し出る。

(2) 調査の実施

柳瀬中学校いじめ問題対策委員会を設置し、調査を実施し、客観的事実を明確にし、所沢市「いじめ対応マニュアル」に沿って対応する。学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、いじめ問題対策委員会による調査をできる限り迅速に実施し、客観的な事実関係を明確にします。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明を行う。これらの情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

② 調査結果の報告

調査結果について、所沢市教育委員会に報告する。

